

情 報

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について …… 2

令和7年4月8日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年4月8日
(2) 事業者の氏名又は名称	SAGAMI TAXI株式会社 (法人番号: 1021001078675) 代表者 山口慎二
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県横須賀市衣笠町45-19 (本社営業所) 神奈川県横須賀市衣笠町45-19
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	令和6年7月26日、事業譲渡を受けたことによる監査を実施。7件の違反が認められた。(1)運行管理者の選任届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第23条第3項)、(2)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(3)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)初任運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)、(6)整備管理者選任の未届出(道路運送車両法第52条)、(7)報告義務違反(運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)